

工事のための測量、試験及び設計の委託に係る入札結果等公表要領

第1 趣旨

この要領は、県が発注する予定価格が100万円を超える建設工事のための測量、試験及び設計の委託に係る入札及び随意契約について、入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

第2 公表内容

1 一般競争入札に付した場合

- (1) 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により随意契約によることとした場合においては見積金額
- (2) 落札決定業者名及び落札金額
- (3) 予定価格（消費税相当を含んだ金額とする。以下同じ。）
- (4) 予定価格の算出内訳
- (5) 最低制限価格（税抜）を定めた場合における当該価格
- (6) 契約内容
 - イ) 契約の相手方の商号又は名称
 - ロ) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額
- (7) 契約金額の変更に伴う契約の変更をした場合及び契約変更の理由

2 指名競争入札に付した場合

- (1) 指名業者
- (2) 指名選定理由書
- (3) 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により随意契約によることとした場合においては見積金額
- (4) 落札決定業者名及び落札金額
- (5) 予定価格
- (6) 予定価格の算出内訳
- (7) 最低制限価格（税抜）を定めた場合における当該価格
- (8) 契約内容

イ) 契約の相手方の商号又は名称

ロ) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額

(9) 契約金額の変更に伴う契約の変更をした場合及び契約変更の理由

3 随意契約によることとした場合

(1) 随意契約理由書

(2) 契約の相手方及び各回の見積金額

(3) 契約金額

(4) 予定価格

(5) 予定価格の算出内訳

(6) 契約内容

イ) 契約の相手方の商号又は名称

ロ) 工事の名称、場所、種別、概要、工期、契約金額

(7) 契約金額の変更に伴う契約の変更をした場合及び契約変更の理由

第3 公表方法

山梨県ホームページ及び公共事業ポータルサイトへの掲載により公表する。

第4 公表時期

1 一般競争入札に付した場合

第2の公表内容1(3)については、原則として公告時、(1)、(2)及び(4)～(6)については、落札決定後、(7)については契約の変更後、速やかに公表する。

2 指名競争入札に付した場合

第2の公表内容2(5)については、原則として公告時、(1)～(4)及び(6)、～(8)については、落札決定後、(9)については契約の変更後、速やかに公表する。

3 随意契約によることとした場合

第2の公表内容3(1)～(6)については契約者決定後、(7)については契約の変更後、速やかに公表するものとする。

第5 公表場所

第3の公表方法のうち、閲覧所を設け閲覧に供する方法による場合は、県民情報センター及び当該工事を担当する事務所の担当部署とする。

第6 公表期間

公表する期間は、当該契約を締結した月の属する年度から完成または完了した日の属する年度の翌年度終了までの間において公表するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。